

千葉県建築行政マネジメント計画（第3次）の概要

計画の期間：令和2年度～令和6年度（5年間）

建築行政マネジメント計画の目的

行政と民間団体の連携のもと、建築規制の実効性を確保し、建築物の安全性の確保及び良好な住環境を整備することを目的とする。

建築行政マネジメント計画の経緯

平成11年の建築確認制度の民間開放を契機に、「千葉県建築物安全安心実施計画」が策定された。それを引き継ぐ形で平成23年に「千葉県建築行政マネジメント計画（第1次）」、平成27年には第2次計画を策定し、様々な施策に取り組んできた。

これまでの主な成果

- 県、特定行政庁、指定確認検査機関が協力して建築基準適合判定資格者検定の研修会を開催するなど、関係団体との連携が強化されるとともに、業務執行能力の向上が図られている。
- 第2次計画で設定した4つの達成目標について、建築確認申請審査日数、業務報告率及び定期報告率の3項目において達成された。

建築行政マネジメント計画（第3次）の策定にあたって

これまでの取組による一定の成果を踏まえ、さらに、これを持続的なものとするため、従来の千葉県建築行政マネジメント計画（第2次）の内容を基本にしつつ、これに新たな制度改正の内容や、近年発生した違反建築物への対応などを反映し、第3次計画を策定する。

第3次計画の主な変更点

○新たな施策として次の2つを加える。

- ・「**建築確認申請等の電子化の推進**」→平成30年建築基準法改正による、確認申請等の電子化促進に対応する。
- ・「**既存建築ストックの安全性の向上と有効活用**」→平成30年建築基準法改正による、既存建築ストックの活用に向けた合理化に対応する。

○達成目標に「**中間検査率**」を新たに位置付ける。

→近年の共同住宅に係る界壁等の法定仕様への不適合事案などを踏まえ、安全上検査の必要性の高い建築物が対象となる中間検査を徹底する。

○計画の対象範囲を「**建築基準法**」と「**建築士法**」に係る制度等とする。

→耐震改修促進計画との重複を避けるため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に係る部分を計画から削除する。

計画骨子（下線部が第2次計画からの主な改正内容）

施策	取組
I. 建築行政に係る体制整備 ・業務執行能力、業務効率の向上 ・関連する業務執行体制の整備 ・ <u>建築確認申請等の電子化の推進</u>	・審査能力向上のための講習会等開催 ・確認審査日数の進捗状況管理実施 ・ <u>建築確認申請等の電子化に向けた体制検討</u> など
II. 法制度の普及・啓発 ・建築規制制度の浸透度向上 ・建築士法等の普及・啓発 ・特殊建築物等の維持管理推進	・中間・完了検査制度の周知 ・建築士法関連制度の周知 ・定期報告制度の周知 など
III. 法制度の実効性確保 ・建築規制制度の実効性確保 ・建築士等への指導・監督 ・ <u>既存建築ストックの安全性の向上と有効活用</u>	・建築パトロールの実施 ・建築士事務所の業務報告書の提出を督促 ・ <u>既存建築ストックの有効活用に関する相談体制の整備</u> など

行政庁ごとに定める達成目標（千葉県）
第3次計画の達成目標 中間検査率【新規】 建築基準法に基づく中間検査の受検割合 【現状（平成30年度）97.6%】 100%
完了検査率（第2次計画目標値：100%） 建築基準法に基づく完了検査の受検割合 【現状（平成30年度）82.5%】 100%
業務報告率 ^{※1} （第2次計画目標値：80%） 建築士事務所の業務報告書の提出率 【現状（平成30年度）83.3%】 90%
定期報告率 ^{※2} （第2次計画目標値：60%） 特殊建築物の定期報告書の提出率 【現状（平成30年度）81.5%】 85%

※1 業務報告率を達成目標に定めるのは千葉県のみ。

※2 定期報告率を達成目標に定めるのは特定行政庁のみ。